

事業所得用消費税集計表（一般課税）の記入について

1. 「消費税がかからない取引（非課税取引）」を確認

主な非課税取引の例：

- お香典、お祝い金などの慶弔費（接待交際費）
- 自動車税、軽自動車税、印紙税（租税公課・車両費・償却資産）
- 自賠責保険料、任意保険料（損害保険料・車両費）
- 労働保険料（福利厚生費）
- 居住用として借りている場合の家賃（地代家賃）
- 青色申告会の会費などの諸会費（租税公課・諸会費）

2. 「軽減税率8%」の確認。

主な軽減税率8%の対象品目

- 飲食料品の購入：事業で使用するお茶やコーヒー、お中元やお歳暮で送る食料品などが該当します。ただし、酒類や外食、ケータリングは標準税率10%となります。
- 新聞の購読料：定期購読契約に基づき、週2回以上発行される新聞が対象です。電子版の新聞は対象外となります。

3. 「インボイス有？無？」迷ったときの判断基準

支払いを「インボイス有」と「インボイス無」のどちらに記入するか、以下の基準で判断してください。

Q1. 1回1万円未満の支払いはどうすればいい？

A. インボイスが無くても「インボイス有」の欄に記入してOKです。

- 税込1万円未満の仕入や経費は、「少額特例」の対象です。相手からインボイス（適格請求書）をもらえないなくても、仕入税額控除が受けられます。
- この特例は、**令和11年9月30日までの取引**が対象です。

Q2. 「少額特例」の対象を除き、インボイスを発行していない事業者（免税事業者など）への支払いは？

A. 「インボイス無（経過措置）」の欄を使い、期間で分けて記入します。

- インボイス発行者以外からの仕入は、一定期間、支払った消費税の一部を控除できる「経過措置」の対象となります。
- 控除できる割合が途中で変わるために、集計表では**期間を分けて金額を記入する**必要があります。

期間	控除割合	記入方法
令和8年9月30日まで	80%	この期間の合計金額を記入
令和8年10月1日以降	70%	この期間の合計金額を記入

4. その他の重要なポイント

• 今年購入した資産

事業のために車や高額な備品などを購入した場合、その合計金額を「償却資産」の欄に記入してください。また事業とプライベートで兼用の資産については、事業用割合の金額のみを記入してください。

• 合計金額の計算

すべての項目を記入したら、縦の合計金額をご自身で計算し、必ず記入をお願いします。